平成２４年（フ）第７２０３号
神奈川県横浜市南区前里町２丁目39―２
破産者　山形　邦夫
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３８０号
東京都品川区南品川２丁目10―４―101
破産者　佐藤　浩美
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４７１号
埼玉県川口市大字小谷場460―６　芝北ハイツ３号棟１―１
破産者　吉田　利男
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５１３号
東京都板橋区幸町44―８―206
破産者　千葉　博己
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５２１号
東京都台東区浅草１丁目42―４―306
破産者　市川　秀樹
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５４６号
埼玉県狭山市狭山台３丁目26―５―５―107
破産者　佐々木義昭
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５７３号
東京都葛飾区西新小岩３丁目13―４
破産者　佐藤美司子
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６７８号
東京都大田区大森東５丁目37―９
破産者　松尾　幸一
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６９２号
千葉県市原市五井西７丁目７―２　サカヤタウン・ハラＮ―１
破産者　坂井　寿史
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７１８号
東京都足立区花畑４丁目12―２
破産者　守屋亜紀子
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７３０号
神奈川県横浜市港北区大豆戸町110　ライオンズマンション大倉山第２―208
破産者　横田　之孝
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７４０号
東京都世田谷区北烏山４丁目34―11
破産者　山口　悦子
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７９１号
埼玉県川越市小仙波町３―16―３　株式会社田端工業内、住民票上の住所北海道厚岸郡厚岸町宮園３丁目５―Ｍ１―401
破産者　舟山　　勇
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８０３号
東京都世田谷区宇奈根２丁目14―16
破産者　小里とし子
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８１６号
東京都北区上十条１丁目６―３―101
破産者　氏家　重夫
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８４７号
東京都昭島市宮沢町２丁目37―７―102
破産者　松井　　晋
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８８８号
神奈川県川崎市幸区大宮町18―２―604
破産者　久野可央里
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８９８号
東京都西東京市ひばりが丘北４―１―６―305、住民票上の住所東京都東久留米市前沢１丁目２―22　三井方
破産者　寺口　清貴
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８９９号
千葉県千葉市花見川区検見川町２丁目205―６―104
破産者　鈴木　美紀
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９２４号
埼玉県北本市東間２丁目65、開始決定時の住所埼玉県北本市宮内６丁目172―７
破産者　谷口　民江
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９３６号
東京都台東区上野桜木１丁目10―19―812
破産者　武田　恵美
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部